



発行所

一般社団法人
全日本木材市場連盟
編集・発行人 柱本 修
東京都文京区後楽 1-7-12
〒112-0004 林友ビル6階
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価・年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

■森林・林業基本計画が閣議決定

政府は、令和8年6月5日、我が国の森林・林業施策の基本方針を定める新たな「森林・林業基本計画」を閣議決定した。同計画は、森林・林業基本法に基づき、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされており、今回の変更では、はじめて副題を付けて目指す姿を表現した。

新たな基本計画では、森林・林業・木材産業関係者が将来に希望を持って挑戦できる構造を確立し、先人が築いた我が国の森林資源の循環利用と多様で健全な森林づくりを着実に進めることにより、森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、百年つづく「森の国・木の街」の実現を目指すこととしている。主な施策は次のとおり。

◇林業・木材産業の成長の実現

○国産材の利用拡大と幅広い需要の創出
・温室効果ガス排出算定・報告・公表制度（SHK制度）や建築物のライフサイクルカーボン（LCCO2）の評価等による国産材利用効果の見える化
・都市の木造化の多角的推進（非住宅・

中高層建築物等）

・大径材、広葉樹材等を活用した内装材等の需要創出
・CLT、ツーバイフォー材等の製品

・輸出の戦略的拡大
・木育の推進
・木質系新素材の開発・実装

○需要に応じた国産材の供給力強化
・施設の生産力強化、工場間連携、ストック機能強化

・JAS製材設備、大径材対応設備等の戦略的整備
・地場の中小工場等による高付加価値製品の持続的供給確保

○スマート林業技術の実装等による持続的な林業の確立
・安全確保や生産性向上に向けた遠隔操作や自動運転機械等の実装

・所得向上のためのキャリアに応じた昇給の実現
・労働環境の改善に向けた関係者の意識改革の徹底

・新規事業者も含めた多様な主体の育成・確保
○森業等の推進による山村地域の自立

・山村所得向上や豊かな森林づくりにつなげる森業の推進

・山村所得向上や豊かな森林づくりにつなげる森業の推進

・山村所得向上や豊かな森林づくりにつなげる森業の推進

・山村所得向上や豊かな森林づくりにつなげる森業の推進

・山村所得向上や豊かな森林づくりにつなげる森業の推進

・山村所得向上や豊かな森林づくりにつなげる森業の推進

『森林・林業基本計画～百年つづく「森の国・木の街」へ～』で掲げる目標

＜森林の有する多面的機能の発揮に関する目標＞

	R7年 (現況)	目標とする森林の状態			(参考) 指向する 森林の状態
		R12年	R17年	R27年	
森林面積(万ha)					
人工林	1,020	1,010	1,000	980	630
天然林	1,490	1,500	1,510	1,530	1,870
うち、利活用等により機能の維持増進を図る天然林	110	130	150	190	520
合計	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
総蓄積(百万㎡)	9,940	10,420	10,810	11,410	
1ha当たり蓄積(㎡/ha)	398	417	432	456	
総成長量(百万㎡/年)	128	115	103	84	
1ha当たり成長量(㎡/ha年)	5.1	4.6	4.1	3.4	

＜木材供給量の目標＞

(単位:百万㎡)

	R6年 (実績)	R12年 (目標)	R17年 (目標)
木材供給量	35	40	42

＜用途別の利用量の目標＞

(単位:百万㎡)

用途区分	総需要量			利用量		
	R6年 (実績)	R12年 (見通し)	R17年 (見通し)	R6年 (実績)	R12年 (目標)	R17年 (目標)
建築用材等 計	32	34	35	18	23	26
製材用材	25	26	26	14	18	20
合板用材	8	8	9	4	5	6
非建築用材等 計	50	50	50	17	17	17
パルプ・チップ用材等	27	26	26	4	4	4
燃料材	23	24	24	12	13	13
合計	82	85	85	35	40	42

・関係人口の創出・拡大
○ゾーニングと集積・集約化の加速

・ゾーニング等による林業適地での確実な再造林

・林業適地における路網整備等への支援の重点化

・境界明確化や情報透明化等に向けたリモートセンシングとAIの活用

・外縁確定型の普及、森林経営管理法の最大限の活用

・強靱な国産材サプライチェーンの構築

・再造林コストや森林・木材の持続性に関する情報の共有・相互理解、合理的な価格形成

・ICT等による原木流通コイ

・ダイネット機能の強化

◇国民の安全・安心の確保
○国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくり

・国土強靱化に向けた森林整備・治山対策の強化

・延焼しにくい多様な林相への誘導、林野火災に係る広報等の強化

・効率的な病虫害・鳥獣害対策、クマ等の生息環境の保全・整備

・花粉の少ない森林への転換

・原生的な天然林等は引き続き適切に保護管理

森林・林業基本計画に掲げる目標

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標では、将来の目標とする森林の状態として、人工林面

林産物の適切な供給及び利用に関するK P I の事例

製材・合板工場等の国産の原木入荷量	16百万㎡ (令和6年) → 21百万㎡ (令和12年)
製材・合板工場等の生産性	600㎡/人年 (令和5年) → 800㎡/人年 (令和12年)
国内で格付された構造用製材のJ A S 格付率	3割 (令和6年) → 4割 (令和12年)
製品1㎡当たりの付加価値額	12,000円 (令和5年) → 14,000円 (令和12年)
国産広葉樹の製材・合板用材利用量	11万㎡ (令和6年) → 13万㎡ (令和12年)
内装材の国産材利用量	80万㎡ (令和6年) → 100万㎡ (令和12年)
木造住宅等における国産材率	5割 (令和6年) → 6割 (令和12年)
公共建築物の木造率	1割 (令和6年度) → 2割 (令和12年度)
建築物木材利用促進協定締結数	220件 (令和7年) → 350件 (令和12年)
製材・合板の輸出量	45万㎡ (令和6年) → 169万㎡ (令和12年)
木質系新素材の国産材利用量	300㎡ (令和6年) → 10,000㎡ (令和12年)

積が減少し、利活用等により機能の維持増進を図る天然林面積が増加する目標を示した。

林産物の供給及び利用に関する目標では、製材用材や合板用材として国産材の利用が増加する目標を示した。

新たな森林・林業基本計画では、具体的施策の有効性を示すための成果指標 (K P I) を設定し、検証と施策の見直しを行うP D C A サイクルを実践して目標の達成を図ることとした。K P I の事例は表とおり。

令和7年度森林・林業白書

「森林資源の循環利用の確立に向けて」を特集

令和7年度の森林・林業白書は「森林資源の循環利用の確立に向けて」木材利用と再造林をつなぐ」と題した特集を組み、森林資源や木材利用の持続性を確保していくため取組を詳述しているもので、その一部を抜粋・要約して紹介したい。

1. 持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流と我が国の森林資源の充実

持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策、生物多様性の保全など国際的な取組が進められる中、森林やそこから生産される木材は重要な役割を發揮している。

気候変動対策や生物多様性等への対応の必要性から、民間においても森林の多面的機能や木材利用の効果に対する関心が向上している。

我が国では、長らく育成段階にあった人工林が利用期を迎えており、建築物等への木材利用の拡大と持続性確保等に必要な再造林の推進による森林資源の循環利用の確立が求められている。

2. 木材利用拡大に向けた取組

戦後の建築物非木造化の時代から制度面・技術面で木材利用可能な環境整備が進展した。公共建築物等木材利用促進法が改正され、法の対象が建築物一般に拡大、建築基準法が見直され、大規模木造建築物において構造部材の木材をそのまま見せる「現し」での建築が可能となった等。C L T の普及に向けたロードマップ

プの作成、C L T パネルの寸法の標準化等が推進した。一般流通材等を活用した低層・中層建築物の標準的な木造化モデル等の作成・普及。ツーバイフォー工法における構造用製材の国産材使用割合が20%まで上昇した等。

建築物ライフサイクルカーボン評価の制度化に向けた検討やS H K 制度の見直しにより、木材利用の効果が定量的に評価され、木材利用の後押しとなることが期待される。

3. 再造林推進に向けた取組

林業適地の選定を推進するとともに、持続的な経営を担える林業経営体への集積・集約化を図ることにより、再造林を着実に推進が重要。

伐採と造林の一貫作業、エリートツリー等を活用した下刈り回数の削減等により省力化・低コスト化を推進する。更なる省力化を図る新技術も開発・実証。

4. 木材利用と再造林をつなぐ取組

(1) 持続性が確保された国産材への期待の高まり

T N F D (自然関連財務情報開示タスクフォース) 提言などを受けて企業に持続可能性に関する情報開示が求められる中、企業活動に必要な木材の調達や利用の際に、合法性とともに、森林の伐採後の更新が担保されることを確認できることなどが重要。

企業の中に、木材調達のガイドラインを自ら策定し、持続可能な木材利用の推進に向けて、国産材等の活用を図る取組が広がりつつあるほか、建築物に木材を利用する企業が自ら森林の育成に取り組む例もみられる。

林野庁は、2025年4月に森林に関わる企業がT N F D 情報開示を行う際の参考となるよう、「森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示に向けた手引き」を公表した。

(2) 持続性の確保に向けて木材利用と再造林をつなぐ取組

持続性が確保された国産材に対する期待が高まる一方で、木材の価格は長期的に下落した。造林初期費用が立木販売収入を上回り、再造林が進まないといった状況が続くこととなれば、持続的な国産材供給や公益的機能の發揮に影響する。

森林資源や木材利用の持続性を確保していくためには、川下の国産材需要を高めることや各段階における生産性向上により適切な利益を確保することが重要。川上における造林等の省力化・低コスト化等に加え、川中においても更なる生産性向上や、付加価値向上などに取り組むことが必要。同時に、木材取引においても川上から川下までの関係者が再造林を含む森林の育成コストへの理解を深めた上で、価格が形成されることが重要。

このような中、再造林が可能となる価格で木材を取引する協定を締結するなど、川上から川下までの関係者が一体となつて取り組む先行事例もみられる。

林野庁では木材取引において適切な価格交渉が行われるよう、サプライチェーン全体の取引の適正化に向けたガイドラインを策定した。

このほか、関係事業者が連携して基金等を設立し、再造林費用の支援を行う動きが広がっている。道県や市町の単位で地域の関係者が主体となつた取組が多

く、2025年度末時点で、全国20道県で30の再造林支援の基金等が設立されている。

5. 森林資源の循環利用に向けた「森の国・木の街」づくり

全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」づくりを展開している。

他分野からの参画も得つつ、森林・林業・木材産業施策に取り組み、国民理解の醸成を図りながら、森林資源の循環利用を確立していく。

■令和7年の木材統計

素材需要量は前年比0・8%増加、国産材の割合は前年比0・7ポイント上昇
農林水産省は6月12日、令和7年の木材統計調査の結果を公表した。

1 素材需給の動向

(1) 素材需要量

素材需要量は2,265万3千 m^3 で、前年比18万1千 m^3 (0・8%)増加した。これを需要部門別にみると、製材用は1,443万1千 m^3 で前年並みとなり、合板等用は449万8千 m^3 で、前年に比べ31万 m^3 (7・4%)増加し、木材チップ用は372万4千 m^3 で、同13万2千 m^3 (3・4%)減少した。

(2) 素材供給量

素材供給量のうち国産材は2,007万1千 m^3 で、前年比30万8千 m^3 (1・6%)増加し、輸入材は258万2千 m^3 で、同12万7千 m^3 (4・7%)減少した。素材供給量に占める国産材の割合は88・6%で、前年に比べ0・7ポイント上昇した。

ア 国産材素材供給量

国産材素材供給量を針葉樹、広葉樹別にみると、針葉樹は1,879万8千 m^3 で、前年比40万 m^3 (2・2%)増加し、広葉樹は127万3千 m^3 で、同9万2千 m^3 (6・7%)減少した。

針葉樹を樹種別にみると、素材全体の供給量の約6割を占めるすぎは1,218万4千 m^3 で、前年比46万8千 m^3 (4・0%)、ひのきは304万9千 m^3 で、同3万 m^3 (1・0%)、あかまつ・くろ

需要部門別素材需要量及び材種別素材供給量(全国) (単位:千 m^3)

年 次	需要部門別素材需要量				材種別素材供給量		
	計	製材用	合板等用	木材チップ用	計	国産材	輸入材
平成30年	26,545	16,672	5,287	4,586	26,545	21,640	4,905
令和元年	26,348	16,637	5,448	4,263	26,348	21,883	4,465
2	23,550	14,851	4,626	4,073	23,550	19,882	3,668
3	26,085	16,650	5,093	4,342	26,085	21,847	4,238
4	25,954	16,363	5,355	4,236	25,954	22,082	3,872
5	23,669	15,061	4,137	4,471	23,669	20,647	3,022
6	22,472	14,428	4,188	3,856	22,472	19,763	2,709
7(概数)	22,653	14,431	4,498	3,724	22,653	20,071	2,582

まつは46万7千 m^3 で、同8千 m^3 (1・7%)それぞれ増加し、からまつは169万2千 m^3 で、同4万1千 m^3 (2・4%)、えぞまつ・とどまつは113万4千 m^3 で、同10万5千 m^3 (8・5%)それぞれ減少した。

イ 輸入材素材供給量

輸入材素材供給量を産地別にみると、輸入材の約8割を占める米材は213万7千 m^3 で、前年比6万5千 m^3 (3・0%)、ニュージーランド材は24万3千 m^3 で、同5万 m^3 (17・1%)、北洋材は11万7千 m^3 で、同8千 m^3 (6・4%)それぞれ減少した。

また、製材用素材の輸入材のうち半製品入荷量は15万3千 m^3 で、前年比4万9千 m^3 (24・3%)減少した。

2 製材の動向

(1) 製材工場数、製材用動力の出力数

製材工場数は3,423工場で、前年に比べ124工場(3・5%)減少した。これを製材用動力の出力階層別にみると、3百kw以上の階層は増加し、それ以外の階層は減少した。

製材用動力の総出力数は60万5,942・5kwで、前年比491・6kw(0・1%)減少した。1工場当たりの出力数は177・0kwで、前年比6・0kw(3・5%)増加した。

(2) 製材用素材消費量

製材用素材消費量は1,440万7千 m^3 で、前年比30万3千 m^3 (2・1%)減少した。1工場当たりの素材消費量は4,209 m^3 で、前年比62 m^3 (1・5%)増加した。

(3) 製材品出荷量

製材品出荷量は775万4千 m^3 で、前年に比べ15万1千 m^3 (2・0%)増加した。これを用途別にみると、約8割を占める建築用材は632万2千 m^3 で、前年に比べ11万8千 m^3 (1・9%)、木箱仕組板・こん包用材は90万 m^3 で、同2万1千 m^3 (2・4%)、土木建設用材は30万1千 m^3 で、同7千 m^3 (2・4%)、家具建具用材は4万5千 m^3 で、同5千 m^3 (12・5%)それぞれ増加した。

また、人工乾燥材出荷量は404万5千 m^3 で、前年比19万9千 m^3 (5・2%)増加した。製材品出荷量に占める人工乾燥材出荷量の割合は52・2%で、前年比1・6ポイント上昇した。

■物価高騰対策にかかる保証のご案内 農林漁業信用基金

○林業施設整備等利子助成事業(借換資金)の募集について(原油価格・物価高騰等対策借換資金)
全国木材協同組合連合会において、

「林業施設整備等利子助成事業(借換資金)」の募集が開始されました。

◇募集期間：令和8年6月8日(月)～令和8年12月25日(金)

この事業では、原油価格・物価高騰等の影響に対応して金融機関から当基金の保証(※1)を利用して借換資金を借り入れた場合に、借入利子を助成します。※詳しくは、こちらを御参照ください。

https://www.zenmokukyo.jp/jigyou/shisetsuseibi_josei_2/r08_josei.html

※1 ご利用にあたっては、当基金の「原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者のための借換資金に係る林業信用保証」(※2)の申込みが必要です。

※2 最大5年間の保証料免除が可能です。対象業種は造林・育林、素材生産、林業種苗です。

本利子助成を申請して最長5年間の利子助成を受けることが条件です。

※詳しくは、こちらを御参照ください。(借換資金に係る林業信用保証)

https://www.jafic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/index.files/R8.5.11_korona-karikaepdf

○災害復旧対策保証(物価対策)のご案内

「林業・木材産業災害復旧対策保証」では原油価格・物価高騰等により影響を受けた方も対象としています。

◇最大5年間の保証料免除が可能です。

◇保証限度額：8,000万円、保証割合80%

◇保証期間：運転資金5年以内(長期7年以内)、設備資金15年以内(返済据置期間は2年以内)

◇保証対象者：林業・木材産業を営む方で、原油価格・物価高騰等による仕入価格の上昇の影響が大きかった方。

※詳しくは、こちらを御参照ください。(災害復旧対策保証)

■木材利用推進コンクール 公募開始

令和8年度の木材利用推進中央協議会による木材利用推進コンクルの公募が開始されたのでお知らせします。

主催：木材利用推進中央協議会

後援：農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省、森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会

共催：都道府県木材利用推進協議会

【募集期間】令和8年6月8日(月)～7月13日(月)

【賞の構成】

△優良施設部門▽

内閣総理大臣賞(1点)、文部科学大臣賞(1点)、農林水産大臣賞(1点)、国土交通大臣賞(1点)、環境大臣賞(1点)、林野庁長官賞(1～2点)、木材利用推進中央協議会会長賞(2点程度)、審査委員会特別賞(2点程度)、優秀賞(応募数の5割から特別賞を除いた点数)

△国産材利用推進部門▽

農林水産大臣賞(1点)、林野庁長官賞(1～2点)、木材利用推進中央協議会会長賞(2点程度)

【応募対象】

△優良施設部門▽

本コンクール「優良施設部門」の受賞施設以外であって、令和4年度以降令和8年5月までに建設された以下の施設とします。

△木造施設、内装木質化施設

△学校等施設、研修・多目的交流等施設、保育園等施設、展示・資料館等施設、保健・保養・ケア・病院等施設、住宅団地

等施設、体育館・音楽堂等施設、交通関係施設、宿泊施設、庁舎・事務所等施設、商業施設等

△街づくり施設

公園遊具、モニュメント、外構施設、土木施設(木道、木柵、木橋、木製ガードレール、堰堤等)等

※戸建て住宅及び国が整備した施設は除きます。

△国産材利用推進部門▽

△川中：国産材製品の生産及び販売、流通を通じて、利用拡大に取組む企業(製材、集成材、合板、建材、流通、プレカット事業者等)

◇川下：国産材を多く利用するとともに、普及啓発等の利用拡大に取組む企業(住宅メーカー、ゼネコン、施主(店舗・事業所)等)

・令和7年(または令和7年度)における国産材の利用推進に係る取組とします。

・本コンクールにおいて、農林水産大臣賞を過去5年間受賞していない建築事業者等とします。

ただし、優良施設部門における受賞履歴は問わないものとします

応募方法の詳細は次のURLをご覧ください。

■ウッドデザイン賞2022 6の募集開始

ウッドデザイン賞は、木の良さや価値を、デザインの力で再構築することを目的として、優れた建築・空間や製品、活動や仕組み、研究等を募集・評価し、表彰する顕彰制度です。

主催：(一社)日本ウッドデザイン協会

○応募受付期間

2026年6月22日(月) 10:00～7月31日(金) 18:00

※ウェブサイトのマイページから送信のみ有効

○応募対象分野

建築・空間、技術・建材、プロダクト、コミュニケーション、調査・研究

○表彰部門

・ライフスタイルデザイン部門
木を活かして質の高いライフ&ワークスタイルを提案しているものが対象

・ハートフルデザイン部門
木を活かして心身を健やかにしてWell-beingの実現が期待されるものが対象

・ソーシャルデザイン部門
木を活かして森林・林業や地域・社会の持続性を向上させているものが対象

○賞の構成

最優秀賞 数点 ※現在調整中
優秀賞 数点×3部門 ※現在調整中

特別賞(日本ウッドデザイン協会会長賞) 数点

奨励賞(審査委員長賞) 数点×3部門
ウッドデザイン賞(入賞) 二次審査を通過したものすべて

○応募方法等の詳細は次のURLをご覧ください。

<https://www.wooddesign.jp/>



JAPAN WOOD DESIGN
AWARD 2026